

学生のあなたも…

20歳になったら

国民年金

国民年金に必ず加入しなければならない人は、日本国内に住所のある20歳以上60歳未満の人です。20歳になったら、会社に勤めている人も学生も必ず加入することになりますので、厚生年金の被用者年金制度等に加入していない人は、市の窓口で加入の届け出をしてください。

保険年金課国民年金担当 ☎66-1101

学生でも、国民年金に加入しなければいけないの？



平成3年3月までは、20歳以上の学生の皆さんの国民年金の加入は、希望者だけが入る任意加入とされてきました。

このため加入していなかった学生は、在学中の病気や交通事故などによるけがで障害者になってしまった場合、障害基礎年金を受けることができませんでした。

また、老齢基礎年金は、20歳から60歳までの40年間加入し保険料を納めることにより、原則として65歳から満額の年金が保証される仕組みになっていますので、任意加入しなかった学生は、満額の年金を受けることができませんでした。

このようなことを防ぐために、平成3年4月から学生も国民年金に全員加入することになりました。



対象となる学生…大学、短期大学、各種専門学校、各種専修学校及び高等学校(高等学校を含む)に在学する20歳以上60歳未満の学生



どんな人が加入しているの？

国民年金の加入のしかたは3種類。20歳以上60歳未満の人は、どなたも次のいずれかの方法で加入していくことになります。

第3号被保険者	第2号被保険者	第1号被保険者
 <p>第2号被保険者に扶養認定されている人(サラリーマンの配偶者)</p>	 <p>会社員、公務員などのサラリーマンで、厚生年金や共済組合等に加入している人</p>	 <p>学生、フリーアルバイター、農業、漁業、自営業、自由業の人とその家族</p>